

令和8年度「OSINTサービスの試用支援等」に係る企画競争の参加希望者募集要領

支出負担行為担当官

防衛省情報本部

総務部長

標記について下記のとおり企画競争を実施するので、関係法令、入札及び契約心得を承諾の上、参加されたい。

1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名： OSINTサービスの試用支援等
- (2) 規 格： 仕様書のとおり
- (3) 履行期間： 契約日 ～ 令和9年3月31日
- (4) 履行場所： 情報本部（市ヶ谷）

2 応募できる者の資格及び条件

応募できる者は、次に掲げる事項のすべての資格及び条件を満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省競争参加資格（令和7・8・9年度の全省庁統一資格）の有資格者で「役務の提供A、B又はC」の等級に格付されている者であること。
- (3) 格付けされている令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、別紙ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で企画競争に参加しようとする者については、第4項第2号の期限までに、別紙ア～キのいずれかを証明する書類を第4項第4号の部署へ提出すること。
- (4) 契約担当官等（他省庁を含む。）から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 「会社更生法（平成14年法律第154号）」による更生手続開始又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」による再生手続開始を申立てられていない者であること。但し、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③までの書類をすべて提出した者を除く。
 - ①更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書（コピー可）
 - ②許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類（コピー可）
 - ③上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (7) 都道府県警察から暴力団関係者等として排除するように要請があり、当該状態が継続す

る者でないこと。

- (8) 契約の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た当該情報の取扱いを適切に管理できる者であること。

3 仕様書及び企画競争説明書の配布

第4項第4号の場所にて配布する。

4 応募要領

(1) 提出資料

応募する者（以下「応募者」という。）は、次の資料を提出する。

ア 参加表明書

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

（第2項第3号の規定を適用する場合、当該事項を証明する書類）

ウ 企画提案書

エ 企画提案書記述箇所対応表

- (2) 提出期限： 令和8年9月15日（火）12時00分必着

- (3) 提出時間： 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、9時30分から16時30分まで。

- (4) 提出場所： 〒162-8806

東京都新宿区市谷本村町5番1号

情報本部総務部会計課（E2棟3階）（担当者：契約専門官）

電話 03-3268-3111（内線番号31772）

メール dih-kaikei@ext.dih.mod.go.jp（契約係共用）

- (5) 提出方法： 持参又は郵送

5 審査結果の通知

- (1) 支出負担行為担当官は、応募者から提出された企画提案書について評価を行い、最も優れた企画提案を行った者を一者選定し、その審査結果を応募者へ通知する。なお、最も優れた企画提案を行った者が複数であった場合は、本企画競争に関係のない職員によるくじ引き（抽選）を実施し、一者を選定する。

- (2) 審査の経緯及び具体的理由については公表しない。

6 審査結果の疑義に対する処理

- (1) 応募者は、審査結果に対して疑義がある場合、以下により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限： 審査結果通知を受領した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内必着

イ 提出時間： 第4項第3号に同じ。

ウ 提出場所： 第4項第4号に同じ。

エ 提出方法： 持参、郵送、メール送付のいずれか。

- (2) 支出負担行為担当官は、応募者から前号による説明を求められた場合は、前号の最終日

の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者へ書面により回答する。

7 提出書類及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）の提出に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は、失格とする。
- (2) 第8項第1号及び同第2号に違反した者は、失格とする。
- (3) 企画提案書等の作成、提出、説明及び第8項第2号の調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等は応募者に無断で他目的に使用しない。
- (6) 提出期限を過ぎてからの企画提案書等の差替え、再提出は認めない。但し、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。

8 応募者の義務及び制約事項

- (1) 応募者は、情報本部職員から説明を求められた場合、その都度、説明しなければならない。また、資料等の追加提出を求められた場合、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 応募者は、情報本部職員から契約履行体制等の調査のために営業所等（下請負者の事業所等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合、当該営業所等への立入を含め、調査に協力しなければならない。
- (3) 応募者において大きな義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は、契約候補者から削除することがある。なお、著しい経営状況の悪化等により、契約候補者として適当と認められなくなった者とは契約を行わない。
- (4) 最も優れた企画提案を行った者の通知を受けた場合は、関係法令、入札及び契約心得を承諾の上、必ず商議に応じなければならない。
- (5) 応募者において契約することを希望しなくなった場合は、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。
- (6) 応募者は、閲覧した調達概要書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た当該情報の取扱いを適切に管理しなければならない。
- (7) 応募者は、契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関して、関係法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、関係法令上保護される第三者の権利を侵害することのないように、必要な措置を講じなければならない。

9 その他の留意事項

- (1) 第8項各号の義務に違反した応募者は、情報本部における各種契約において一定期間参加制限する場合がある。
- (2) 当該調達案件については、公示時点での予定であり、今後必ず調達することを保証するものではなく、調達概要書等の内容に多少の変更が生じる場合がある。

- ア 当該企画競争に係る役務と同等以上の仕様の役務を実施した実績等を証明できる者
- イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該企画競争に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	３件以上	15
	２件	10
	１件	５
入札物品の製造等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	９人以上	15
	７～８人	12
	５～６人	９
	３～４人	６
	１～２人	３
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：１ 特許には、海外で取得したものを含む。

２ 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者

- ウ ＳＢＩＲ制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該公募に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該公募に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２条第９項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第３に掲げるものをいう。）が同法第３４条の６第１項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該公募に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J－Startup又はJ－Startup地域版）に選定された事業者であり、当該公募に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者